

汚染物質専門調査会における清涼飲料水の規格基準（化学物質）の改正に係る 食品健康影響評価の審議経過について

平成 15 年 7 月 1 日

厚生労働省より「食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、清涼飲料水の規格基準を改正すること」の諮問

平成 15 年 10 月 10 日 第 1 回汚染物質専門調査会

諮問内容を確認 清涼飲料水に含まれる化学物質 48 項目の食品健康影響評価

平成 15 年 12 月 10 日 第 2 回汚染物質専門調査会

小グループ（安藤委員、千葉委員、広瀬委員、前川委員）で新しい知見を整理した上で、専門調査会で審議することを決定。

平成 16 年 3 月 31 日 第 3 回汚染物質専門調査会

塩素酸とジクロロアセトニトリルについて審議

- ・ 耐容摂取量（TDI）設定の際に用いる不確実係数の取り扱い方について、今後、一定のルールが必要とされ、引き続き審議することを決定。
- ・ 調査審議の順序について、知見を収集し終えたもので、ある程度揃った段階で順次着手することを決定。

平成 16 年 5 月 11 日 第 4 回汚染物質専門調査会

塩素と抱水クロラールについて審議

- ・ 耐容摂取量（TDI）設定の際に用いる不確実係数の取り扱い方について、今後、一定のルールが必要とされ、引き続き審議することを決定。

平成 17 年 12 月 2 日 第 11 回汚染物質専門調査会

平成 17 年 12 月 12 日 第 2 回化学物質専門調査会

「汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループの設置について

- 清涼飲料水の規格基準（化学物質）の改正に係る食品健康影響評価の進め方 - 」について了承。